



熊本県公報

第13012号
令和3年(2021年)
3月26日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○車両制限令第3条第1項第2号イに基づく道路の指定	(道路保全課)	1
○低炭素建築物新築等計画認定申請等における指定	(建築課)	2
○熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業宇土公共下水道の事業計画の変更	(下水環境課)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	3
○道路の区域変更	(〃)	3
○道路の区域変更	(〃)	3
○河内港港湾区域に係る海岸保全区域の廃止	(港湾課)	4
○熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項の一部改正	(県政情報文書課)	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(障がい者支援課)	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止	(〃)	5
○熊本県資源管理方針の改定	(水産振興課)	5
○知事管理漁獲可能量の設定	(〃)	9
○熊本県環境センターの指定管理者の指定	(環境立県推進課)	10
○道路の供用開始	(道路保全課)	10
○道路の供用開始	(〃)	10
○道路の供用開始	(〃)	11
公 告		
○統合仮想化基盤システム賃貸借に係る落札者の決定	(情報政策課)	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	11
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	12
○建設業法第28条第3項の規定による処分	(監理課)	12
○農業振興地域の区域の変更	(農地・担い手支援課)	12
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	13
○農用地利用配分計画の認可	(〃)	13
○熊本都市計画道路の変更(合志市決定)	(都市計画課)	14
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	14
○令和3年度(2021年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託に係る一般競争入札落札者等	(情報政策課)	14
○水俣港港湾計画の軽易な変更	(港湾課)	15
○八代港港湾計画の軽易な変更	(〃)	15
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課)	16
○土地改良区の定款変更の認可	(〃)	16
登 載 依 頼		
○熊本県議会議員防災服被服類貸与規程の一部改正	(議会事務局総務課)	16
○文化財の指定	(文化課)	17
正 誤		
○令和3年(2021年)1月12日熊本県告示第36号(道路の供用開始)中	(道路保全課)	17

告 示

熊本県告示第281号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第2号イの規定により通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	267号	人吉市西大塚町（鹿児島県境）から 人吉市西大塚町3376番地4先まで
一般国道	443号	熊本市東区小山2062番地1先から 菊池郡菊陽町大字曲手488番地3先まで
主要地方道	大津植木線	熊本市北区植木町岩野266番地5先から 合志市福原2173番地4先まで
		合志市福原1524番地1先から 菊池郡大津町大字室1395番地1先まで
主要地方道	熊本大津線	合志市福原2173番地4先から 菊池郡大津町大字杉水1145番地7先まで
一般県道	曲手原水線	菊池郡菊陽町大字曲手488番地3先から 菊池郡菊陽町大字久保田2330番地1先まで
一般県道	大津西合志線	合志市豊岡3766番地先から 合志市福原1524番地1先まで

2 指定する期日 令和3年（2021年）4月1日

熊本県告示第282号

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1項第625号、第625号の2、別表第26の5から別表第26の10及び別表第26の12から別表第26の14にそれぞれ規定する知事が指定するものを次のとおり定める。
令和3年（2021年）3月26日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 条例第2条第1項第625号、第625号の2及び別表第26の5から別表第26の10に規定する知事が指定するものは、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証であつて、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第7条の規定に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針に基づく評価書（以下「BELS評価書」という。）のうち、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iに掲げる基準に適合することが確認できるものに限る。
 - 条例別表第26の12及び別表第26の13に規定する知事が指定するものは、BELS評価書のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第3章に掲げる基準に適合することが確認できるものに限る。
 - 条例別表第26の14に規定する知事が指定するものは、BELS評価書のうち、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1章に掲げる基準に適合することが確認できるものに限る。
 - 指定年月日
令和3年（2021年）3月26日

熊本県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 宇土市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業宇土公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年（1974年）1月26日から令和10年（2028年）3月31日まで
- 4 事業地
(1)収用の部分
変更なし
(2)使用の部分

変更なし

熊本県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	中河間多良木線	球磨郡多良木町大字槻木字塚山 230番8地先から 同所 230番8地先まで	前	4.8 ～ 16.9	25.9	災害復旧工事
			後	8.0 ～ 19.7		

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）3月26日

熊本県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	天月湯浦線	葦北郡芦北町大字丸山字楮ヶ迫 1001番15地先から 同所 1001番15地先まで	前	7.4 ～ 9.4	12.8	災害復旧工事
			後	7.4 ～ 12.0		

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）3月26日

熊本県告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字下り 432番1地先から 同所 432番1地先まで	前	17.1 ～ 22.8	64.5	災害復旧工事
			後	17.1 ～ 24.3		

2 区域を変更する期日 令和3年（2021年）3月26日

熊本県告示第287号

昭和33年(1958年)5月30日熊本県告示第334号(海岸法第3条の規定に基づく海岸保全区域の指定)で指定した河内港聖ヶ塔地区海岸の海岸保全区域を廃止する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第288号

平成25年4月5日熊本県告示第447号(熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条第5号の知事が別に定める事項)の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する
令和3年3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 14 の次に次のように加える。
- 15 令和元年発生新型コロナウイルス対策に関する事項
- 16 令和2年7月豪雨による災害に係る被害状況、被災者の救助及び支援並びに被災施設等の復旧並びに当該災害からの復興及びその後の治水対策に関する事項

熊本県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和3年(2021年)3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡宇土線	八代市鏡町下村字北村開 1503番6地先から 同所 1561番1地先まで	前	10.9 ～ 11.6	40.5	防交 安(交 通 安 全)
			後	10.9 ～ 14.5		

2 区域を変更する期日 令和3年(2021年)3月26日

熊本県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和3年(2021年)3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣港大黒町線	水俣市梅戸町一丁目 343番地先から 同所 299番地先まで	63.0	広域連携 交付金

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月31日

熊本県告示第291号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事	サービスの種類	廃止年月日
-------------	-------------	---------	-------

	務所の所在地及び代表者の氏名		
楓事業所 八代市田中町573番地8	株式会社福祉サービス熊本 八代市田中町573番地8 山野 誠一	就労継続支援A型	令和3年(2021年)4月20日

熊本県告示第292号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
グループホーム 柊 八代市古城町1768番地6	株式会社福祉サービス熊本 八代市田中町573番地8 山野 誠一	共同生活援助	令和3年(2021年)4月20日

熊本県告示第293号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により熊本県資源管理方針（令和2年(2020年)熊本県告示第872号の2）の一部を次のように改定し、同条第10項において準用する同条第6項の規定により公表する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県において資源管理を行うための方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年(2018年)の生産量で約6.8万トン、生産額は約380億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約5.4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-5 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。

附 則

この方針は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

(別紙1-1)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第1項に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

イ 小型まき網漁業(熊本県漁業調整規則(令和2年熊本規則第51号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

ウ 敷き網漁業(規則第4条第1項第11号に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

エ 定置漁業(法第60条第3項に掲げる漁業をいう。以下同じ。)

オ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日とする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を熊本県まあじ知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:船舶の隻数(定置漁業においては、漁具の数))
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	60
定置漁業	2

(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 熊本県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

ア 中型まき網漁業

イ 小型まき網漁業

ウ 敷き網漁業

エ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等
 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 全量を熊本県まわし知事管理区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数）
中型まき網漁業	10
小型まき網漁業	11
敷き網漁業	60

- (別紙1-3)
- 第1 特定水産資源
 くらまぐろ（小型魚）
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 1 熊本県くらまぐろ（小型魚）知事管理区分
 (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 ① 水域
 中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）
 ② 対象とする漁業
 ア 法第152条第1項の規定により置かれる日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くらまぐろ漁業
 イ 定置漁業
 ウ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくらまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
 ③ 漁獲可能期間
 周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
 ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
 ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
 陸揚げした日から3日以内
 また、②に規定する期間中において1日の漁獲量が100キログラムを超えた場合は、漁獲量等の報告に加えて、別に定める方法により速報することとする。
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割については知事管理区分に配分し、残りは本県の留保枠とする。また、県の留保枠の配分については、知事管理区分における資源管理の取組状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、天草不知火海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

- (別紙1-4)
- 第1 特定水産資源
 くらまぐろ（大型魚）
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
 1 熊本県くらまぐろ（大型魚）知事管理区分
 (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 ① 水域
 中西部太平洋条約海域
 ② 対象とする漁業
 ア 法第152条第1項の規定により置かれる日本海・九州西広域漁業調整委員会が承認した沿岸くらまぐろ漁業
 イ 定置漁業
 ウ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある

- 者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に
係る報告の期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内
- また、②に規定する期間中において1日の漁獲量が100キログラムを超えた
場合は、漁獲量等の報告に加えて、別に定める方法により速報することとする。
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おお
むね9割については知事管理区分に配分し、残りは本県の留保枠とする。また、県の
留保枠の配分については、知事管理区分における資源管理の取組状況及び当該特定水
産資源の回遊状況等を踏まえ、天草不知火海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分す
るものとする。
- 第4 その他資源管理に関する重要事項
知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否か
については、当該知事管理区分における漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超
えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5)

- 第1 特定水産資源
するめいか
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 1 熊本県するめいか知事管理区分
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
- ② 対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
- ア 小型機船底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年
農林省令第5号）第70条第2項に掲げる漁業をいう。以下同じ。）
- イ 敷き網漁業
- ウ 定置漁業
- エ 上記以外で、熊本県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある
者がするめいかを採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (3) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させな
い管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を熊本県するめいか知事管理区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、
漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る
漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄
に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：船舶の隻数（定置漁業においては、漁具の数））
小型機船底びき網漁業	60
敷き網漁業	60
定置漁業	2

熊本県告示第294号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定によ
り、くろまぐろ及びするめいかに関する令和3管理年度における同項に規定する知事管理
漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

くろまぐろ及びするめいかに関する令和3管理年度（令和3年（2021年）4月1日
から令和4年（2022年）3月31日までの期間をいう。）における法第16条第1項

に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分	3.2トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 3.5トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分	5.4トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 6.0トン

第3 するめいか

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県するめいか知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

熊本県告示第295号

熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）第13条第1項の規定により熊本県環境センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の
 手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称及び代表者	
熊本県環境センター	熊本市中央区帯山四丁目18番1号	株式会社キューネット 代表取締役 西川尚希	令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで

熊本県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	合志市合生字黒木原 4406番4地先から 同所 4416番42地先 まで	254.9	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和3年（2021年）3月31日

熊本県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市松橋町曲野字鳴湊 990番5地先から 同所 998番1地先まで	19.6	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月31日

熊本県告示第298号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年(2021年)3月26日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	宇城市小川町南海東字小原町 879番1地先から 同所 908番1地先まで	233.0	防交安 (交通安全)

2 供用を開始する期日 令和3年(2021年)3月31日

公 告

熊本県公告第190号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
統合仮想化基盤システム用サーバ機器等の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課業務システム支援班
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和3年(2021年)3月9日
- 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 九州法人支店
福岡県福岡市博多区店屋町1-35
- 落札金額(月額)
5,561,050円(うち消費税及び地方消費税の額505,550円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)1月26日

熊本県公告第191号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字平田字境1359番3
421.39平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

上益城郡益城町大字惣領1498番地9
プレミール益城202号室
長福 武志
長福 佑佳

熊本県公告第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字追分1497番2
560.47平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区八王寺町3番4号
株式会社愛和不動産

熊本県公告第193号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。
令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 処分をした年月日
令和3年（2021年）3月17日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
株式会社加来建設
荒尾市原万田541番地6
代表取締役 加来晴瑛
熊本県知事許可（般・特-29）第1015号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。
（注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(2) 期間
令和3年（2021年）4月1日から令和3年（2021年）4月30日までの30日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社加来建設は、平成30年（2018年）5月31日、令和元年（2019年）5月31日及び令和2年（2020年）5月31日を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に完成工事高を増した虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県等の公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行った。
これらのことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

熊本県公告第194号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により大津町の農業振興地域の区域を次のとおり変更したので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。
令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 農業振興地域名
大津農業振興地域
- 2 範囲
大津町大字室の一部（室工業団地西地区、国道325号沿道地区）、同町大字大津の一部（三吉原北出口線沿道地区、国道57号北側復旧ルート沿道地区）
- 3 規模
76ヘクタール
- 4 区域の変更を必要とする理由
大津都市計画区域の用途地域の指定に伴い、今後、農業振興を図ることが相当とは認

められないため、大津農業振興地域の区域を縮小する。

5 平面図

熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課及び大津町経済部農政課にて縦覧に供する。

熊本県公告第195号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
松岡 峰幸	宇土市城塚町	宇土市城塚町字御慶川609番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟3346番1ほか1筆
山口 健一	宇土市城塚町	宇土市笹原町字上ノ割739番
有限会社肥後れんこんの里	宇城市松橋町東松崎	宇城市松橋町御船字四番割244番2ほか4筆
立石 清隆	上益城郡嘉島町下六嘉	上益城郡嘉島町大字下六嘉字辻り石67番
西本 一崇	上益城郡甲佐町仁田子	上益城郡甲佐町大字仁田子字立野241番2ほか2筆

2 認可年月日

令和3年（2021年）3月19日

熊本県公告第196号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社オクダファーム	菊池市袈裟尾	菊池市袈裟尾字松山原345番
株式会社ながまつファーム	菊池市泗水町豊水	菊池市泗水町豊水字香町2523番1
丸尾 憲遵	八代市日奈久大坪町	八代市日奈久新開町字大井手西割10番1ほか18筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市催合町字磧下割247番1ほか10筆
木下 征司	八代市植柳下町	八代市植柳下町字古開2037番1
内藤 敏	八代市催合町	八代市水島町字葭立2723番3ほか3筆
古島 靖	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口式番割710番1ほか4筆
山崎 義行	八代市鏡町北新地	八代市鏡町北新地字六番割1226番1
フィールドマスター合同会社	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口五番割805番1ほか7筆
宮崎 成児	八代市鏡町鏡	八代市鏡町鏡字芝口五番割791番ほか3筆
中野 優樹	八代市上片町	八代市千丁町太牟田字石原855番ほか3筆

農事組合法人鶴喰なの花村	八代市坂本町鶴喰	八代市坂本町鶴喰字下大丸2863番1ほか1筆
平井 正隆	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字八ツ万822番ほか2筆
有限会社アラキファーム	天草郡苓北町志岐	天草郡苓北町志岐字八ツ万822番ほか1筆
房木 真彦	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町志岐字横枕828番1
稲尾 邦彦	天草郡苓北町富岡	天草郡苓北町都呂々字古里1206番

2 認可年月日
令和3年(2021年)3月19日

熊本県公告第197号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画道路(御代志木原野線)の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第198号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法律第16条第1項の規定に基づき公告する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1467号	消石灰	70.0消石灰	アルカリ分:70.0	該当なし	有限会社ユーケン 熊本県玉名市寺田字東平195番地	令和9年(2027年)3月9日
熊本県肥第1468号	肉骨粉	肉骨粉7-8	窒素全量:7.0 りん酸全量:8.0	その他制限事項は、公定規格のとおり	有限会社山下商事 熊本県球磨郡相良村川辺1746	令和9年(2027年)3月9日

熊本県公告第199号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 落札に係る特定役務の名称
令和3年度(2021年度)熊本県総合行政ネットワーク県庁NOC監視運営保守業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報政策課情報基盤・セキュリティ班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和3年(2021年)3月4日
- 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社熊本支店
熊本市中央区九品寺1-2-11
- 落札金額

- 119,339,000円(うち消費税及び地方消費税の額10,849,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和3年(2021年)1月22日

熊本県公告第200号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第10項の規定により、水俣港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 水俣港港湾計画(公共埠頭計画及び小型船だまり計画)の軽易な変更の概要

百間地区

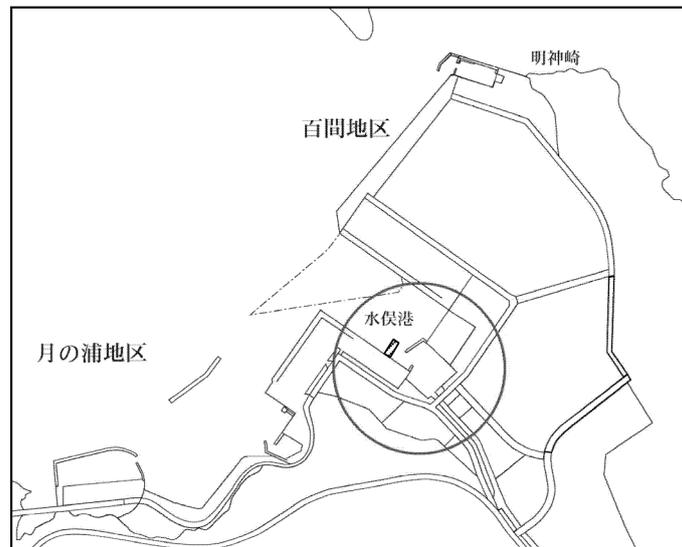
変更後

水深3メートル物揚場 延長140メートル 廃止
 小型栈橋 水深3メートル 3基(うち1基既設)(既定計画)
 防波堤 延長83メートル(既設)
 防波堤 延長38メートル(新規計画)

変更前

水深3メートル物揚場 延長140メートル(既設)
 小型栈橋 水深3メートル 3基(うち1基既設)
 防波堤 延長83メートル(既設)

- 2 位置図



- 3 港湾計画の縦覧の場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県土木部河川港湾局港湾課
 電話096-333-2516

熊本県公告第201号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定により、八代港港湾計画の軽易な変更の概要を次のとおり公告する。
令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 八代港港湾計画(港湾環境整備施設計画、土地利用計画)の軽易な変更の概要

変更後

外港地区 緑地 4ha(港湾計画の変更)

変更前

外港地区 緑地 5ha

(単位:ヘクタール)

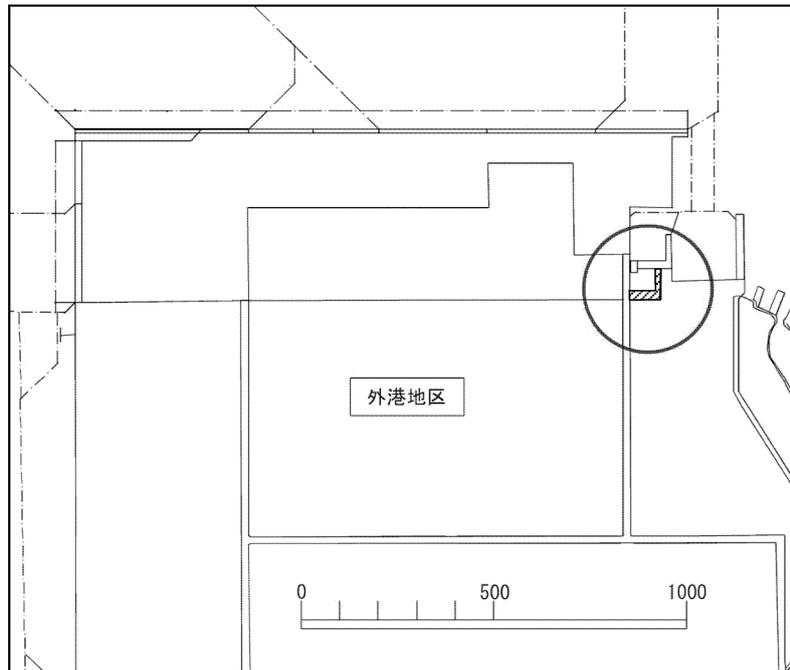
	埠頭 用地	港湾関 連用地	工業 用地	交通機 能用地	緑地	その他 緑地	合計
外港地区	(43) 43	(24) 24	(201) 201	(19) 19	(4) 4	13	(292) 304

注1) () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 位置図



3 港湾計画の縦覧の場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県土木部河川港湾局港湾課
 電話096-333-2516

熊本県公告第202号

上益城郡甲佐町に事務所を置く糸田堰土地改良区理事長田中隆敏から令和3年(2021年)2月16日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)3月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第203号

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区理事長中村隼人から令和3年(2021年)2月1日付けで申請のあった定款の変更については、令和3年(2021年)3月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)3月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

登載依頼

熊本県議会公告第1号

熊本県議会議員防災被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月26日

熊本県議会議長 小早川宗弘

熊本県議会議員防災被服類貸与規程の一部を改正する議会公告
 熊本県議会議員防災被服類貸与規程（昭和39年熊本県議会公告第2号）の一部を次のように改正する。
 第2条前段中「の規格」を削り、「別表に掲げるとおり」を「夏用防災服、防災帽子、冬用防災服、防寒服及び付属品」に改める。
 別表を削る。
 附 則
 この規程は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会告示第13号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第4条第1項の規定により、
 (1)及び(2)の文化財を熊本県指定重要文化財に指定する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県教育長 古閑 陽一

(1)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (歴史資料)	金春流中村家能楽	268件	熊本県熊本市中央区古京町3-2 熊本博物館	中村 勝
	等関連資料	339点		

(2)

種 別	文化財の名称	員数	所在の場所	所有者
重要文化財 (考古資料)	両迫間日渡遺跡出	6種	熊本県玉名市繁根木72-3 玉名市文化財整理室	玉名市
	土祭祀遺物	700点		

正 誤

令和3年（2021年）1月12日熊本県告示第12991号（道路の供用開始）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和3年（2021年）3月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

ページ	行	正	誤
2	20	6887番5地先	46887番5地先